

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付基準

【昭和 54 年 12 月 25 日 水第 701 号】
《最終改正 令和 4 年 7 月 15 日 4 漁政第 127 号》

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 82 号。以下「貸付規則」という。）により行う沿岸漁業改善資金の貸付けは、貸付規則によるほか、この基準によるものとする。

第 1 経営等改善資金

資 金 種 類	貸 付 け の 相 手 方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が 20 人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1 と同じ
3 補機関等駆動機器等設置資金	1 と同じ
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1 と同じ
5 新養殖技術導入資金	1 と同じ
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が 20 人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者
7 環境対応型養殖業推進資金	6 と同じ
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が 20 人以下であるものに限る。)
9 救命消防設備購入資金	8 と同じ
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8 と同じ
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8 と同じ
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8 と同じ
13 5 W D S B 方式無線電話設置資金	8 と同じ

第 2 生活改善資金

資 金 種 類	貸 付 け の 相 手 方
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
2 住居利用方式改善資金	1 と同じ
3 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

第3 青年漁業者等養成確保資金

資金種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金	青年漁業者、沿岸漁業労働従事者、沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者が組織する団体
3 漁業経営開始資金	2と同じ

第4 貸付資格認定申請書及び借入申込書の提出日並びに貸付資格認定及び県が直接貸し付ける貸付金の貸付決定期日は次のとおりとする。

貸付回数	貸付資格認定申請書及び借入申込書の地方局への提出期限	貸付資格認定及び貸付金の貸付決定期日
第1回	5月6日	5月21日
第2回	7月6日	7月21日
第3回	9月6日	9月21日
第4回	11月6日	11月21日
第5回	1月20日	2月6日